

第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

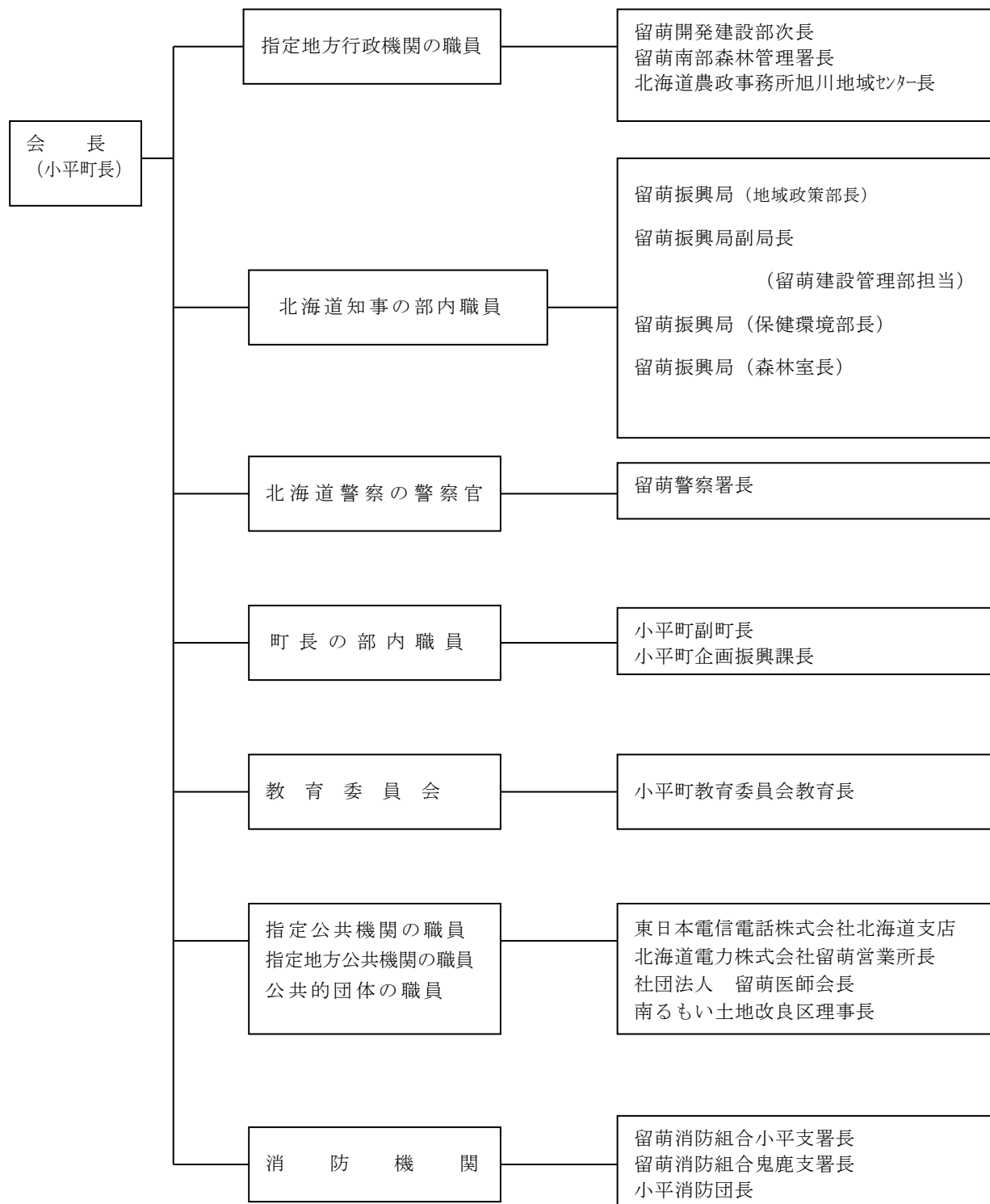
第1節 防災会議

基本法第16条の規定により制定された小平町防災会議条例（昭和38年条例第10号）に基づき、防災会議を設置する。

この防災会議は町長を会長とし、小平町防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集及び、機関相互間の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

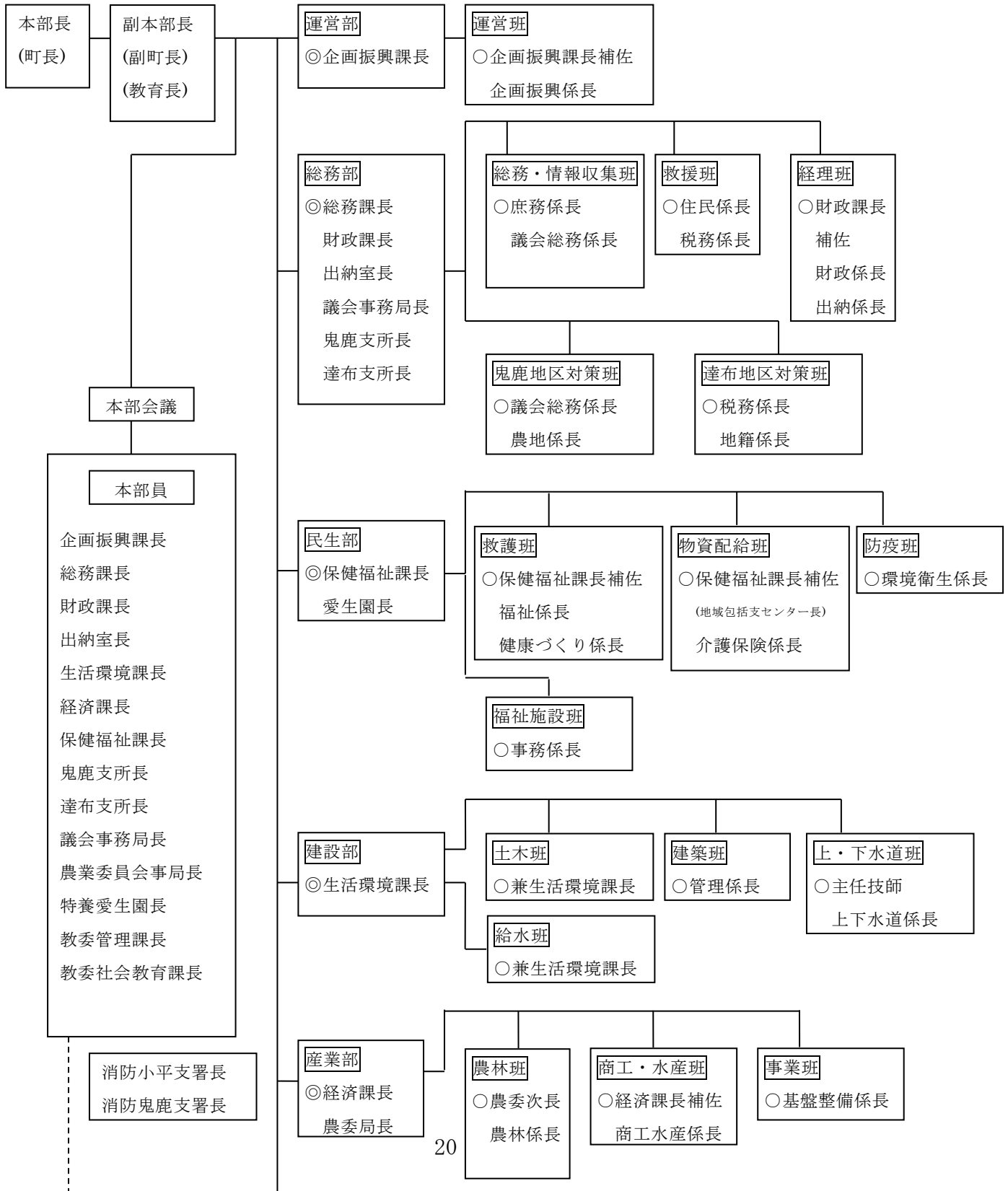
防災会議の運営は、小平町防災会議条例の定めるところによる。

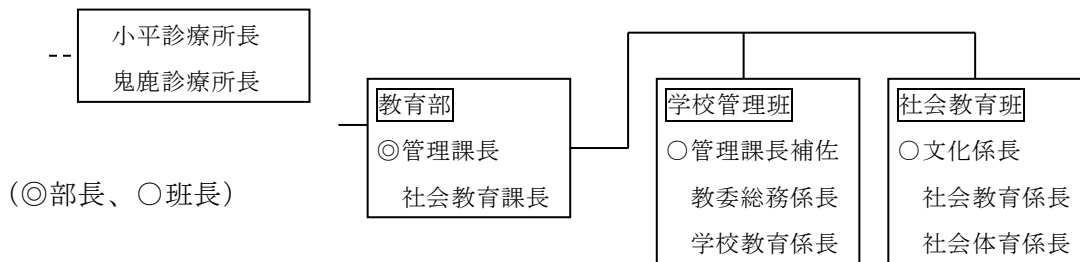
第2節 災害対策本部

町長は、小平町地域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、基本法第23条、及び小平町災害対策本部条例（昭和38年条例第11号）の規定に基づき災害対策本部を設置し、本計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

本部の組織及び業務分担は次のとおりとする。

1 小平町災害対策本部組織図





2 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

部	班（班長）	対 策 事 務
各部共通	各班共通	1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること 3 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること 4 災害時における所管事項の執行記録に関すること
運 営 部 部長 企画振興課長	運営班 (企画振興課長補佐)	1 災害対策本部の庶務に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 防災会議に関すること 4 自衛隊災害派遣要請依頼に関すること 5 気象予警報及び情報の収集及び伝達に関すること 6 部員の非常招集に関すること 7 部員・班員の動員計画に関すること 8 班の連絡調整に関すること 9 住民組織の出動要請に関すること 10 労働者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼に関すること 11 被害状況調査のとりまとめの総括及び報告に関すること 12 応急対策の調整に関すること 13 防災行政無線に関すること 14 罹災証明の発行に関すること 15 災害救助法の適用業務に関すること 16 災害時の公害に関すること 17 被害家屋及びその他の資産の調査に関すること 18 被災住宅復興資金に関すること 19 その他各班に属さないこと
総 務 部 部長 総務課長	総務・情報収集班 (庶務係長)	1 災害情報の収集及び伝達、報告に関すること 2 災害現地等との連絡、伝令、通信等に関すること 3 電気、電話等のライフラインに関する情報収集及び事業者等との連絡調整に関すること 4 災害記録写真に関すること 5 災害統計に関すること 6 災害広報被災相談に関すること 7 住民組織との連絡及び連絡調整に関すること 8 災害時の非常通信計画に関すること 9 消防機関に対する派遣要請に関すること 10 職員の被災者の調査等に関すること

	救援班 (住民係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導等に関する事 2 車両の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事 3 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関する事 4 運行路線の決定に関する事 5 災害時における防犯・交通安全に関する事
	経理班 (財政課長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の町税減免に関する事 2 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事 3 災害関係経費の経理に関する事 4 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事
	鬼鹿地区対策班 (議会総務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鬼鹿地区における災害時の対応全般に関する事
	達布地区対策班 (税務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 達布地区における災害時の対応全般に関する事
民生部 部長 保健福祉課長	救護班 (保健福祉課長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の実態調査に関する事 2 被災者の救助計画及び実施に関する事 3 行方不明者の捜索に関する事 4 日赤道支部その他民間団体及び個人の協力に対する連絡調整に関する事 5 災害時の医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事 6 災害時における医療及び助産に関する事 7 避難施設の設置計画の作成及び実施に関する事 8 被災者の炊き出しに関する事 9 被災者の健康管理に関する事 10 被災者の生活保護に関する事 11 義援金品等の受付、配布に関する事 12 社会福祉施設、医療施設の災害対策、被害調査に関する事
	福祉施設班 (事務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設(愛生園、小平町デイサービスセンター)の被害・調査に関する事 2 災害時の福祉施設における対応全般に関する事 3 各部への必要に応じた協力に関する事
	物資配給班 (保健福祉課長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の調達に関する事 2 救援物資の配給計画及び配給に関する事 3 救援物資の保管に関する事
	防疫班 (環境衛生係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の収容処理及び埋葬に関する事 2 災害時の防疫及び感染症予防に関する事 3 医療機関等との連絡調整に関する事 4 救護施設の設置計画の作成及び実施に関する事 5 被災地の環境衛生保持に関する事
建設部 部長 生活環境課長	土木班 (兼生活環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、及び河川の被害調査、応急措置と災害復旧に関する事 2 災害時の関係河川の水位及び雨量の情報収集に関する事 3 町道の被害状況の把握及び復旧に関する事 4 土木建設用機械、資材等の確保に関する事 5 除雪に関する事 6 建築物の被害調査及び災害対策に関する事 7 障害物の除去に関する事

	建 築 班 (管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の設置に関すること 2 災害時における住宅の応急修理に関すること 3 災害時における建築用資材の確保に関すること 4 被災住宅の調査に関すること 5 公共施設(建築物)の被害調査及び応急対策に関すること
	上下水道班 (主任技師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び復旧対策に関すること 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること 3 下水道施設の被害調査及び復旧対策に関すること
	給 水 班 (兼生活環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常応急給水所の設置及び周知に関すること 2 配水調整に関すること
産 業 部 部長 経済課長	農林班 (農委次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設及び農作物などの被害調査及び応急措置に関すること 2 治山・治水対策に関すること 3 被災農家の援助対策に関すること 4 種苗の確保に関すること 5 山林火災の予消防に関すること
	商工水産班 (経済課長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者の災害対策及び被害調査に関すること 2 被災商工業者・観光業者等の金融相談及び応急対策に関すること 3 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 4 災害に関連した失業対策に関すること 5 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること 6 観光客等の避難対策に関すること 7 港湾、漁港及び水産施設等の被害調査と復旧に関すること 8 漁船、漁具等の被害調査及び復旧に関すること 9 被災漁家の援護対策に関すること 10 水産対策の連絡調整に関すること 11 その他水産被害等に関すること
	事業班 (基盤整備係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業用施設・水産関係施設の管理保全及び応急措置に関すること 2 農業用施設・水産関係施設の復旧対策の総合企画に関すること
教育部 部長 教委管理課長	学 校 管 理 班 (教委管理課長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること 2 災害時の応急教育に関すること 3 災害時における学用品等の給与に関すること 4 被災学校の児童生徒の避難誘導に関すること 5 被災児童生徒の健康管理及び給食の確保に関すること 6 避難所となっている学校施設の管理運営に関すること 7 教職員の非常招集に関すること
	社 会 教 育 班 (文化係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること 2 避難所となっている社会教育施設の管理運営に関すること 3 文化財等の被害調査及び保全に関すること
協力機関	消防小平支署 消防鬼鹿支署 小平消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動及び水防活動に関すること 2 人命救助及び避難誘導に関すること 3 二次災害の予防及び警戒に関すること 4 情報の収集及び広報活動に関すること
	小平診療所 鬼鹿診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療及び助産に関すること 2 災害時の医療品及び医療機器の確保、供給に関すること

3 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 本部の設置

本部長は、基本法第 23 条第 1 項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めるときに、災害対策本部を設置するものとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模、範囲及び社会的影響から判断して特に対策を要するとき。

ウ 気象、地象及び水象について情報又は警報が発せられ、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められたとき。

エ 北海道日本海沿岸北部に大津波・津波警報が発表されたとき。

オ 震度 6 弱以上の地震が観測されたとき。

(2) 廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められたときは、本部を廃止する。

(3) 公表

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに町防災会議構成機関、留萌振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表する。

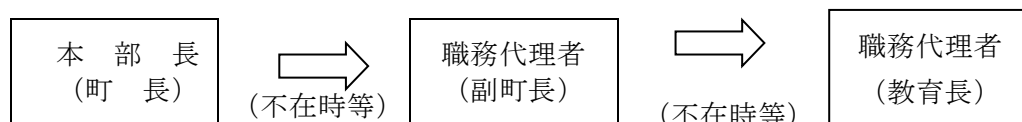
また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 本部の設置場所

本部は、小平町役場内におく。ただし、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、被災をまぬがれた施設のうちから本部長が代替場所を指定する。なお、その際、速やかにその旨を関係機関等に連絡するものとする。

(5) 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時及び事故あるときの指揮命令系統確立のため、職務代理者を次のように決めておくものとする。



4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 関係機関に対する応援の要請及び救助法の適用要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項。

(2) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は、本部長が招集するものとする。

イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、運営部長にその旨申し出るものとする。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

5 職員の動員配備

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

イ 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

ウ 部長は、所掌事務に基づき部内の配備基準を定め、部員に徹底しておくものとする。また、その連絡体制についても部員に周知徹底しておくものとする。

(2) 非常配備体制

区 分	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容	任 務	担当部課
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象又は水象に関する情報又は警報が発表されたとき 2 「津波注意報」が発表されたとき 3 震度4以下の地震が発生したとき 4 その他本部長が必要と認めたとき	情報連絡のため企画振興課が当たる 情報連絡のため、各部長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	企画振興課
第2非常配備	1 「津波警報」が発表されたとき 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき 3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 4 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき	災害応急対策に関係する各部の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	各部所要の人員
第3非常配備	1 「大津波警報」が発令されたとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき 3 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 4 重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

6 動員計画

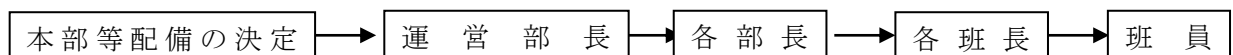
災害が発生し、又は災害の発生が予想される応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところとする。

(1) 本部職員に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達方法

本部長の配備の決定により、本部の配備体制に従って運営部長（企画振興課長）が各部長に対し、庁内放送及び口頭で行う。

平常執務時の伝達系統

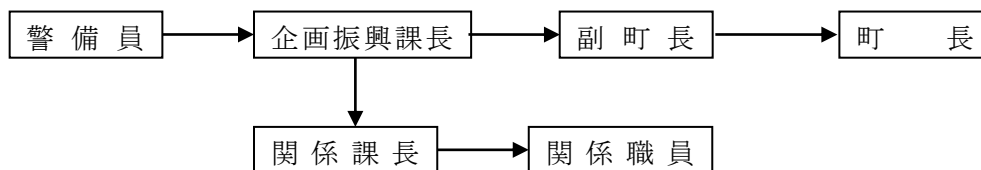


イ 休日又は退庁後の伝達方法

警備員は、次の情報を察知したときは企画振興課長に連絡して指示を仰ぐものとする。

- (ア) 気象、地象又は水象に関する警報、注意報又は情報が関係機関から通報されたとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

休日又は退庁後の伝達系統



(2) 職員の非常登庁

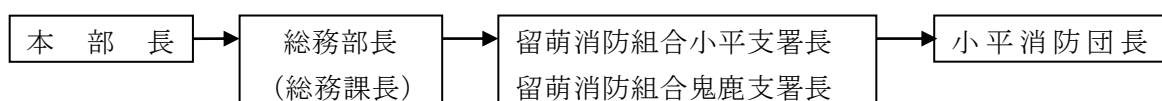
職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により、所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

(3) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

消防機関への伝達系統



(4) 動員の方法

ア 運営部長は、本部長の非常配備決定に基づき副本部長及び本部員に対し、本部の設置

- 及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各部班においては、あらかじめ部班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

7 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、または発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 運営部長は、留萌測候所又は旭川地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象、地象、及び水象に関する情報並びに災害状況の収集等を行う。
- (イ) 運営部長は、関係部班に収集情報を提供し、及び活動状況の把握等を行う。
- (ウ) 関係各部長は、運営部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑にならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- (イ) 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 運営部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 災害の現況を部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制が指令された後は、各部は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及

び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

運営部長が必要と認めたときは、本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達するものとする。

イ 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、運営班職員のうちから運営部長が指名するものをもって充てる。本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達にあたるものとする。

8 現地災害対策本部

(1) 設置

災害対策本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 組織等

ア 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、本部長の指示によりその所掌事務の一部を代行する。

ウ 災害対策本部長は、現地対策本部員として災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

(3) 通知

災害対策本部長は、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに災害対策本部員及び防災関係機関の長に通知する。

(4) 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね終了したときは、現地災害対策本部を廃止する。

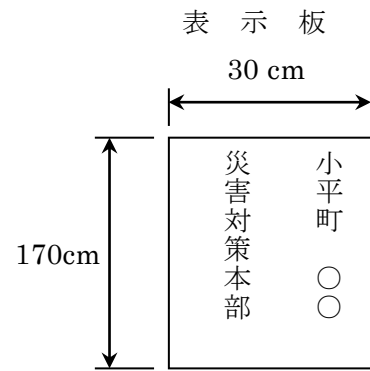
9 標識

(1) 本部を設置したときは、本部を設置した施設の正面玄関に表示板（別図1）を掲げるものとする。

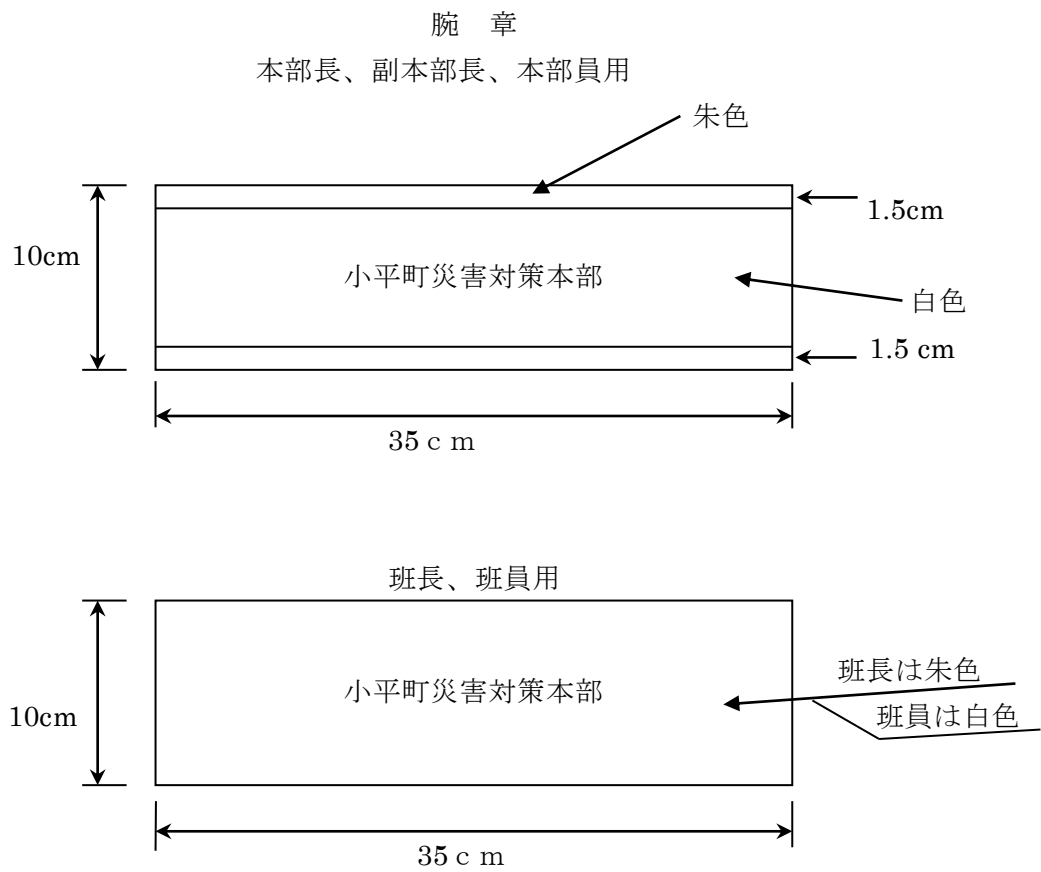
(2) 本部長、副本部長、本部員、各班長その他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じ腕章（別図2）を帯用するものとする。

(3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、必要に応じ標旗（別図3）を掲げるものとする。

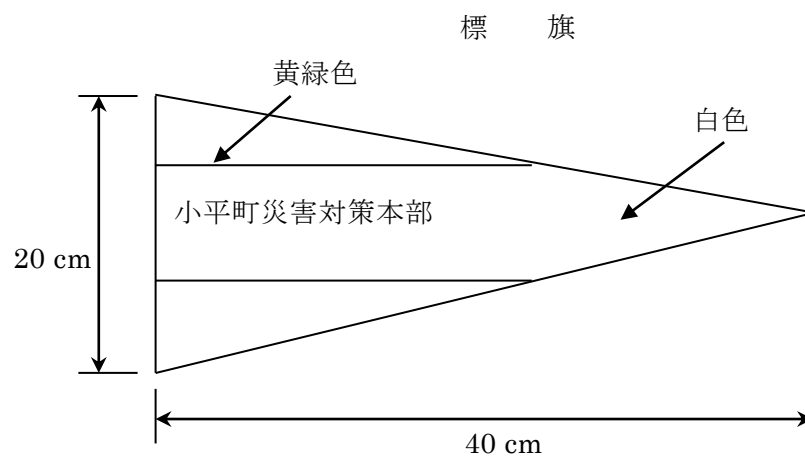
別図1



別図2



別図3



第3節 住民組織の協力

災害のおそれのある場合、又は災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 町民の責務

町内における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥ 高齢者等の災害弱者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者・災害弱者の救援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的活動
- ⑤ 防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

2 協力要請先（住民組織及び団体）

町内各町内会	農協青年部
町内各女性会	農協女性部
商工会青年部	小平町交通安全協会
漁協青年部	小平町交通安全指導員会
漁協女性部	小平町防犯協会

3 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、近隣の負傷者、災害弱者の救助に関すること。
- (2) 緊急避難のための避難場所と罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 被災地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び罹災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項